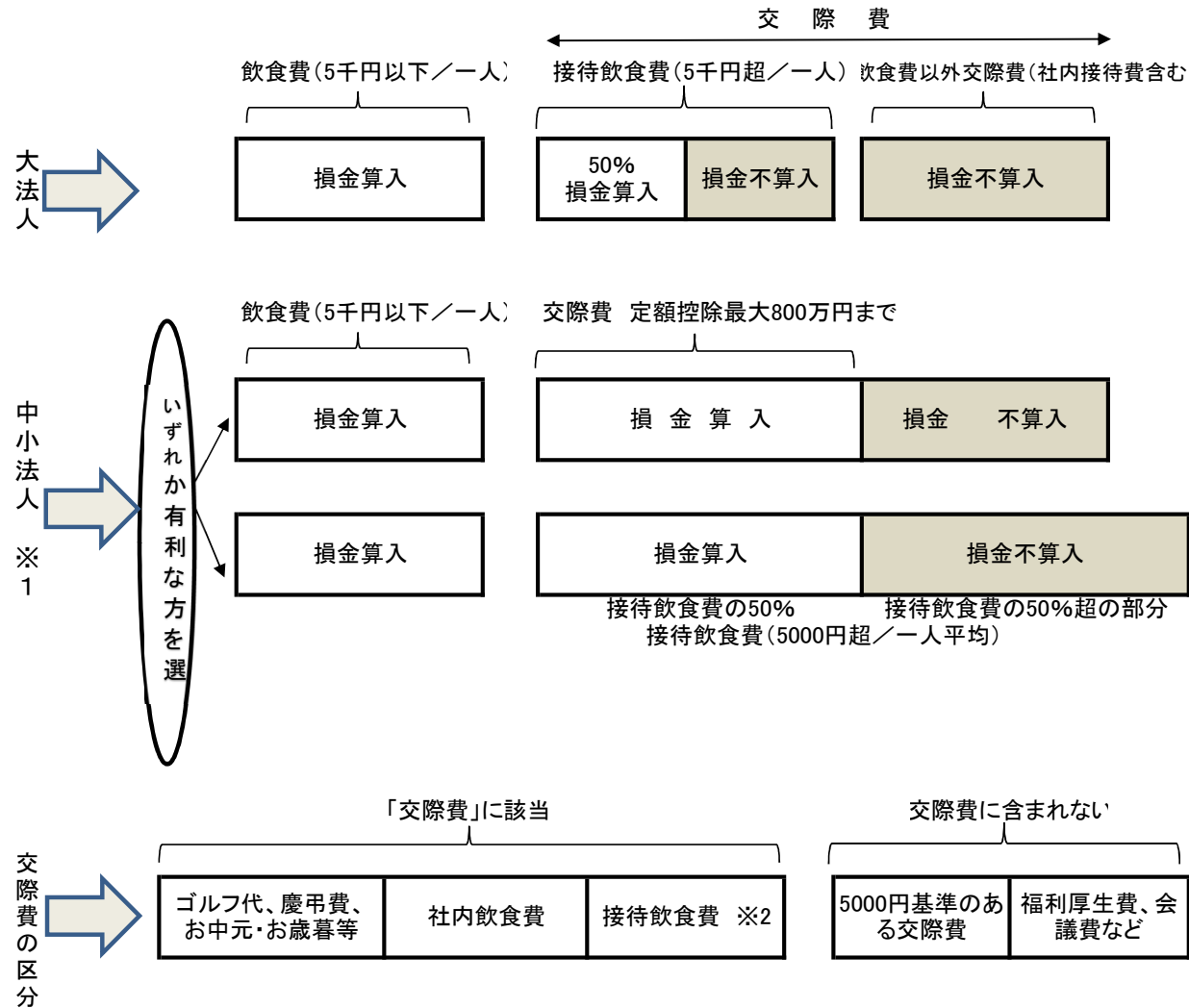


交際費課税 H30年6月現在



※1 資本金又は出資金5億円以上、資本金5億円以上の会社の100%子会社・孫会社

① 出資持分のない医療法人や営利型の一般社団法人などは、次の金額

((期末総資産簿価－総負債簿価－当期利益(又は＋当期欠損金))×60%)

② 社会福祉法人、学校法人、NPO法人、公益社団法人・非営利型の一般社団法人などは、上記算式×(収益事業の資産簿価／総資産簿価)

※2 帳簿書類(総勘定元帳や領収書。請求書等)に

① 飲食の年月日 ② 参加した得意先。仕入先等の氏名。名称とその関係 ③ 飲食費の額や飲食店名・所在地を記載する必要あり